千葉県自転車安全教育推進委員会設置運営要綱

昭和５３年１０月２０日
改正 平成 ２ ３ 年 ９ 月 ２ 日
改正 平成２４年４月１日
改正 平成２６年４月１日
 改正 平成２８年４月１日
変更 令和２年１１月２４日
٭୼ ԧ ˋų ࠰ᲮஉᲫଐ
変更 令和 ６ 年４月１ 日

（目的）
第１条 バイコロジー運動の伸展に伴い、自転車が著しく普及していることに鑑み、
その安全対策を検討し、また、自転車利用者に対する安全教育を推進して、自転車安
全利用の全県的な普及を図り、交通事故を防止するとともに、道路交通の安全と円滑
に寄与することを目的とする。

（委員会の設置及び構成）
第２条 公益財団法人千葉県交通安全協会（以下「県協会」という。）に、千葉県自転
車安全教育推進委員会（以下「県委員会」という。）を置く。
２ 県委員会は、別表１に掲げる関係機関、団体の代表者若しくは役職員の中から、
県協会長がこれを委嘱した委員をもって構成する。

（委員会の事業）
第３条 県委員会は、次の事業を行う。
（１）自転車安全教育特別指導員候補者の推薦に関すること。
（２）自転車安全教育指導員の養成に関すること。
（３）自転車安全教育指導員の認定、登録に関すること。
（４）自転車安全教室の計画実施に関すること。
（５）自転車に関する教材の作成及び教具の整備に関すること。
（６）自転車の安全に関する広報に関すること。
（７）交通安全自転車大会の開催に関すること。
（８）その他県委員会の目的を達成するために必要な事業

（委員の任期）
第４条 県委員会の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２ 委員が任期の途中で交代するとき、後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。

（委員長）
第５条 県委員会に委員長を置く。
２ 委員長は、委員の互選によって定める。
３ 委員長は、県委員会を代表する。

（幹事会の設置）
第 6 条 県委員会に幹事会を置く。

- 2 -

２ 幹事会の構成は、県委員会を構成する別表２の関係機関及び団体の関係者をもっ
て組織する。
３ 幹事は、委員会の選考に基づき、県協会長が委嘱する。

（委員会等の開催）
第 7 条 県委員会は、委員長が召集し、第 3 条の事業の推進について審議する。
２ 幹事会は、委員長が主宰し、県委員会から委嘱された事項について審議する。

（地区交通安全協会との協力）
第 8 条 県委員会は、地区交通安全協会の協力を得て、第 3 条の事業を推進するもの
とする。

（事務局）
第９条 県委員会の事務局は、県協会総務部総務課に置く。

第 10 条 その他この事業の推進について必要な事項は、別に定める。

（附則）この要綱は、昭和 53 年 10 月 20 日から施行する。

（附則）この要綱は、平成 23 年 9 月 2 日から施行する。

（附則）この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

（附則）この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）別表１は平成３０年 4 月１日より変更する。

（附則）別表１・２は令和 4 年 4 月１日より変更する。

 （附則）別表１・２は令和 6 年 4月１日より変更する。